

# 大気汚染防止法・ 広島県生活環境の保全等に 関する条例（大気関係）の 概要

令和4年4月

広 島 県

## 目 次

頁	表	表 題	内 容
1		大気汚染防止法の体系図	大気汚染防止法の体系
2	1	大気汚染に係る関係法令等	大気汚染に係る関係法令名
2	2	大気汚染防止法・広島県生活環境の保全等に関する条例の概要	規制物質の定義 基準等 測定義務
5	3	届出	届出種類, 根拠, 内容等
8	4	ばい煙発生施設とその規模	施設の種類, 規模
10	5	ばい煙発生施設の硫黄酸化物排出・規制基準	K値規制 総量規制 燃料使用規制 季節燃料規制
12	6	ばい煙発生施設のばいじん, 有害物質排出基準	ばいじん 窒素酸化物 塩化水素等
26	7	ばい煙等の測定方法	大気汚染防止法 広島県生活環境の保全等に関する条例
27	8	揮発性有機化合物排出施設と排出基準	施設の種類, 規模 排出基準
28	9	一般粉じん発生施設と規制基準	施設の種類, 規模 構造使用管理基準
29	10	特定粉じん発生施設と規制基準	施設の種類, 規模 規制基準
30	11	特定粉じん排出等作業に係る規制	規制の概要 (詳細は「別冊」参照)
31	12	水銀排出施設と抑制基準	施設の種類, 規模 排出基準
32	13	要排出抑制施設	施設の種類
33	14	指定物質排出施設と抑制基準	施設の種類, 規模 抑制基準
34	15	ばい煙関係特定施設（条例）と規制基準	施設の種類, 規模 規制基準
35	16	粉じん関係特定施設（条例）と規制基準	施設の種類, 規模 構造使用管理基準
37	17	環境基準	物質の種類, 環境基準
38	18	届出一覧・届出書提出先等	管轄区域, 住所, 電話番号

# 大気汚染防止法の体系図

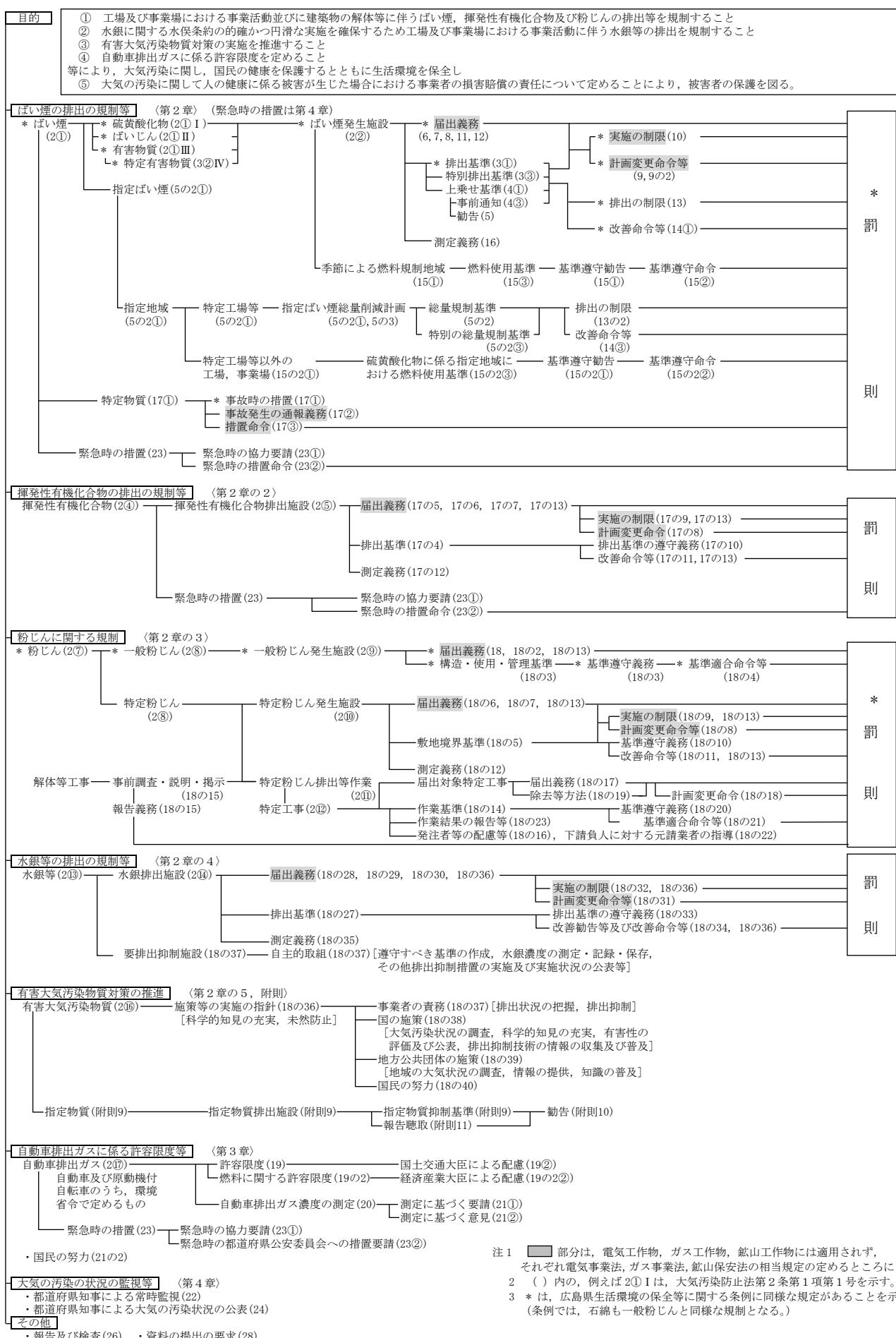


図1 大気汚染防止法の体系

表1 大気汚染に係る関係法令等

関 係 法 令	主な内容（大気関係のみ）	参 照 頁
環境基本法（平成5年法律第91号）	・環境基準の設定	38頁
大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）	・ばい煙、揮発性有機化合物や粉じんに係る規制	1～37頁
広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年広島県条例第35号）	・ばい煙や粉じんに係る規制（大気汚染防止法以外のもの）	
ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）	・ダイオキシン類に係る規制	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）	・公害防止業務を管理する者等の選任に係るものとの規定	7～9, 33
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	・廃棄物焼却炉に係る規制	～34 この冊子では詳細を述べていません
水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）	・水銀等に係る規制	～34 この冊子では詳細を述べていません
水銀に関する水俣条約（平成29年条約第18号）	・水銀の人為的な排出を削減し、越境汚染をはじめとする地球的大規模の水銀汚染の防止を目指すもの	

表2 大気汚染防止法・広島県生活環境の保全等に関する条例の概要

規 制 物 質	大気汚染防止法		
	定 義	基 準 等	測 定 義 務
ばい煙	1 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物	(1)K値規制 (2)特別排出基準(K値) (3)季節燃料規制	q $\geq$ 10 1回/2月以上 燃料の硫黄含有率
	2 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん	(1)濃度規制 (2)特別排出基準(該当なし) (3)上乗せ基準(未制定)	Q $\geq$ 4万 1回/2月以上 Q<4万 2回/1年以上 (注3) (注4)
	3 有害物質(物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの) ①カドミウム及びその化合物 ②塩素及び塩化水素 ③弗素、弗化水素及び弗化珪素 ④鉛及びその化合物 ⑤窒素酸化物	(1)濃度規制 (2)上乗せ基準(未制定)	Q $\geq$ 4万 1回/2月以上 Q<4万 2回/1年以上 (注3) (注5)
	4 特定有害物質(燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で環境大臣の定めるもの)(未制定)	(1)K値規制 (2)特別排出基準(K値)	
	5 指定ばい煙(政令で定めるばい煙) ①硫黄酸化物 ②窒素酸化物	①総量規制・燃料規制 ②総量規制(本県該当なし)	S0x q $\geq$ 10 常時 NOx Q $\geq$ 4万 常時
		(事故時の措置) ばい煙発生施設について、故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に多量に排出されたときは、 ①事故の応急処置を講じる。 ②事故をすみやかに復旧するように努める。	

規制物質	大気汚染防止法		
	定義	基準等	測定義務
特定物質	物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの ①アンモニア②弗化水素③シアン化水素④一酸化炭素⑤ホルムアルデヒド⑥メタノール⑦硫化水素⑧燐化水素⑨塩化水素⑩二酸化窒素⑪アクロレイン⑫二酸化硫黄⑬塩素⑭二硫化炭素⑮ベンゼン⑯ピリジン⑰フェノール⑱硫酸(含三酸化硫黄)⑲弗化珪素⑳ホスゲン⑳二酸化セレン⑳クロルスルホン酸⑳黄磷⑳三塩化燐⑳臭素⑳ニッケルカルボニル⑳五塩化燐⑳メルカプタン	(事故時の措置) 特定施設(特定物質を発生する施設)について、故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に大量に排出されたときは、ただちに、 ①事故の応急処置を講じる。 ②事故をすみやかに復旧するように努める。	
揮発性有機化合物	大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(除外物質を除く。)	(1)濃度規制	1回/1年以上
	除外物質(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成原因にならない物質) [メタン、HCFC-22、HCFC-124、HCFC-141b、HCFC-142b、HCFC-225ca、HCFC-225cb及びHFC-43-10mee]		
一般粉じん	物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し又は飛散する物質(以下「粉じん」という。)で特定粉じん以外のもの	構造・使用・管理基準	
特定粉じん	粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質 ①石綿	敷地境界線における濃度規制  特定粉じん排出等作業における作業基準	従業員21人以上 1回/6月以上 従業員20人以下 当分の間猶予
水銀等	水銀及びその化合物	濃度規制	$Q \geq 4\text{万}$ 1回/4月以上 $Q < 4\text{万}$ 1回/6月以上 (注6)(注7)(注8)
指定物質	有害大気汚染物質*のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもの ①ベンゼン ②トリクロロエチレン ③テトラクロロエチレン	指定物質抑制基準	
自動車排出ガス	自動車の運行に伴い発生する、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質 ①一酸化炭素②炭化水素③鉛化合物④窒素酸化物⑤粒子状物質		

規制物質	広島県生活環境の保全等に関する条例（大気関係）		
	定義	基準等	測定義務
ばい煙	1. 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物	K値規制	$q \geq 10$ 1回/2月以上 燃料の硫黄含有率
	2. 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん	濃度規制	$Q \geq 4$ 万 1回/2月以上 $Q < 4$ 万 2回/1年以上 (注3)
	3. 大気関係有害物質（物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある物質） ①アンモニア②ふつ素及びその化合物③シアン及びその化合物④一酸化炭素⑤ホルムアルデヒド⑥硫化水素⑦塩化水素⑧二酸化窒素⑨二酸化硫黄⑩塩素⑪二硫化炭素⑫フェノール⑬硫酸（含、三酸化硫黄）⑭黄りん⑮鉛及びその化合物⑯アセトアルデヒド	濃度規制	$Q \geq 4$ 万 1回/2月以上 $4 > Q \geq 0.5$ 万 2回/1年以上 (注3)
	4. 大気関係特定有害物質 (燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で規則で定めるもの)（未制定）		
粉じん	物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質	構造・使用・管理基準	

注1 測定結果は、ばい煙量等測定記録表等により記録し、その記録を3年間保存すること。

なお、計量法第107条の登録を受けた者から、当該測定に係るばい煙濃度の測定結果等について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもって、ばい煙量等測定記録表の記録に代えることができる。（当該証明書は3年間保存）

2 Q：排出ガス量（0℃, 1気圧） 単位（Nm<sup>3</sup>/h）

q：硫黄酸化物排出量（0℃, 1気圧） 単位（Nm<sup>3</sup>/h）

3 排出ガス量が4万Nm<sup>3</sup>/h未満のばい煙発生施設等で継続して休止する期間が6月以上のもの（暖房用ボイラー等の季節稼働施設）に係るばい煙濃度等の測定は年1回以上。

4 廃棄物焼却炉及びガス専焼ボイラー等については、次のとおり。

#### 1 廃棄物焼却炉

- ①焼却能力4t/h以上のものは2月に1回以上
- ②焼却能力4t/h未満のものは年2回以上

#### 2 ガス専焼ボイラー、ガスタービン、ガス機関及び燃料電池用改質器（ガス発生炉）

5年1回以上

5 燃料電池用改質器（ガス発生炉）については、5年1回以上。

6 測定対象は、全水銀（ガス状水銀及び粒子状水銀）。定期測定及び再測定の頻度は次表のとおり。

施設	定期測定	再測定	
		排出基準の1.5倍を超える場合	左記以外
下記以外の施設	排ガス量 4万m <sup>3</sup> N/時 以上	4月に 1回以上	定期測定の結果を得た日から 30日以内に3回以上
	排ガス量 4万m <sup>3</sup> N/時 未満	6月に 1回以上	
専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上		定期測定の結果を得た日から 60日以内に3回以上
専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上		

○再測定を実施した場合における水銀濃度の測定の結果は、定期測定及び再測定の結果のうち最大及び最小の値を除く全ての測定値の平均値（注7において「再測定等の平均値」という。）である。

7 次の条件を満たせば、ガス状水銀の濃度をもって全水銀の濃度とみなす（粒子状水銀濃度の測定を省略する）ことができる。この場合であっても、3年に1回以上の粒子状水銀の測定は必要。

- ① 粒子状水銀濃度が、ガス状水銀の定量下限値未満  
 ② 測定結果の年平均（※）が $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ N未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満  
 ③ 測定結果の年平均（※）が $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ N以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満、かつ、粒子状水銀の濃度が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ N未満
- ※連続する1年の間の定期測定の結果を平均して算出した値。再測定を行った場合は、再測定等の平均値を用いて年平均値を算出する。
- 8 専ら銅、鉛、亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉、専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉について、1回/1年以上。
- \* 繙続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙（ばいじん以外のもの）及び特定粉じんを除く。）

**表3 届出** (届出書提出先は、37頁)

届出種類	ばい煙発生施設（条例：ばい煙関係特定施設）			
	根拠	提出期限	届出の内容	添付書類
設置届	法6条1項 条8条1項	設置の60日前までに★	1 氏名、名称、住所、法人にあっては代表者氏名 2 工場、事業場の名称、所在地 3 ばい煙発生施設（ばい煙関係特定施設）の種類 4 ばい煙発生施設（ばい煙関係特定施設）の構造 5 ばい煙発生施設（ばい煙関係特定施設）使用方法 6 ばい煙の処理方法	1 緊急時の連絡先（ばい煙関係特定施設は不要） 2 工場、事業場の位置図及び場内配置図 3 ばい煙発生施設（ばい煙関係特定施設）の構造図（含、排出ガス測定箇所位置等） 4 ばい煙処理施設構造図 5 工場の操業系統図（事業場は不要） 6 その他（届出書記載要領参照）
使用届	法7条1項 条9条1項	該当となつた日から30日以内		
構造 使用方法 処理方法の変更	法8条1項 条10条1項	変更の60日前までに★		
氏名等の変更届 廃止届	法11条 条13条	変更、廃止後30日以内		
承継届	法12条3項 条14条3項	承継後30日以内		

届出種類	揮発性有機化合物排出施設			
	根拠	提出期限	届出の内容	添付書類
設置届	法17の5条1項	設置の60日前までに★	1 氏名、名称、住所、法人にあっては代表者氏名 2 工場、事業場の名称、所在地 3 挥発性有機化合物排出施設の種類 4 挥発性有機化合物排出施設の構造 5 挥発性有機化合物排出施設の使用方法 6 挥発性有機化合物の処理方法	1 緊急時の連絡先 2 工場、事業場の位置図及び場内配置図 3 挥発性有機化合物排出施設の構造図（含、排出ガス測定箇所位置等） 4 挥発性有機化合物処理施設構造図 5 工場の操業系統図（事業場は不要） 6 その他（届出書記載要領参照）
使用届	法17の6条1項	該当となつた日から30日以内		
構造 使用方法 処理方法の変更	法17の7条1項	変更の60日前までに★		
氏名等の変更届 廃止届	法17の13条2項	変更、廃止後30日以内		
承継届	法17の13条2項	承継後30日以内		

届出種類	一般粉じん発生施設（条例：粉じん関係特定施設）			
	根拠	提出期限	届出の内容	添付書類
設置届	法18条1項 条19条1項	設置までに	1 氏名、名称、住所、法人にあっては代表者氏名 2 工場、事業場の名称、所在地 3 一般粉じん発生施設（粉じん関係特定施設）の種類 4 一般粉じん発生施設（粉じん関係特定施設）の構造 5 一般粉じん発生施設（粉じん関係特定施設）の使用・管理の方法	1 工場、事業場の位置図及び場内配置図 2 一般粉じん発生施設（粉じん関係特定施設）の構造図 3 一般粉じん処理施設の構造図 4 工場の操業系統図（届出書記載要領参照）
使用届	法18の2条1項 条20条1項	該当となつた日から30日以内		
構造使用管理の方法の変更	法18条3項 条19条3項	変更までに		
氏名等の変更届 廃止届	法18の13条2項 条23条1項	変更、廃止後30日以内		
承継届	法18の13条2項 条23条1項	承継後30日以内		

届出種類	特定粉じん発生施設（条例：粉じん関係特定施設）			
	根拠	提出期限	届出の内容	添付書類
設置届	法18の6条1項 条19条1項	設置の60日前までに★	1 氏名、名称、住所、法人にあっては代表者氏名 2 工場、事業場の名称、所在地 3 特定粉じん発生施設（粉じん関係特定施設）の種類 4 特定粉じん発生施設（粉じん関係特定施設）の構造 5 特定粉じん発生施設（粉じん関係特定施設）の使用方法 6 特定粉じんの処理及び飛散防止の方法	1 工場、事業場の位置図及び場内配置図 2 特定粉じん発生施設（粉じん関係特定施設）の構造図 3 特定粉じん処理施設及び特定粉じん飛散防止施設の構造図 4 工場の操業系統図 5 工場、事業場の付近見取図 6 測定場所と選定理由
使用届	法18の7条1項 条20条1項	該当となつた日から30日以内		
構造使用方法 処理飛散 防止方法の変更	法18の6条3項 条19条3項	変更の60日前までに★		
氏名等の変更届 廃止届	法18の13条2項 条23条1項	変更、廃止後30日以内		
承継届	法18の13条2項 条23条1項	承継後30日以内		

届出種類	解体等工事に係る事前調査		
	根拠	提出期限	届出の内容
結果報告	法18の15条6項	遅滞なく（遅くとも解体等工事に着手するまでに）	1 解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 解体等工事の場所、名称、概要、実施の期間 3 解体等工事に係る建築物等の設置工事着手日、概要 4 床面積80m <sup>2</sup> 以上の建築物を解体する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の対象となる床面積の合計 5 請負金額100万円以上の解体、改造、補修に係る建設工事に該当するときは、作業の請負金額の合計額（請負金額は税込み） 6 解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類 7 6の建築材料が特定建築材料に該当するか否か（解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要 8 事前調査終了日、書面及び目視による調査者、分析調査箇所並びに分析調査者及び分析調査者の所属する機関又は法人の名称 9 解体等工事が特定工事に該当するときは、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始時期

届出種類	特定粉じん排出等作業			
	根拠	提出期限	届出の内容	添付書類
実施届	法18の17条1項	作業開始の日の14日前までに	1 当該届出対象特定工事の発注者及び元請業者又は自主施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 当該届出対象特定工事の場所 3 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における当該政令で定める特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 4 当該届出対象特定工事に係る第18条の15第1項第2号口からニまで及び第3号口に掲げる事項	1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図及び付近の状況 2 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図 3 特定工事の工程の概要を示した工事工程表で、特定粉じん排出等作業の工程を明示したもの 4 作業場の隔離状況及び全室の設置状況を示す見取図(届出書記載要領参照)
	法18の17条2項 (災害等緊急に作業を行う必要がある場合)	速やかに		

届出種類	水銀排出施設			
	根拠	提出期限	届出の内容	添付書類
設置届	法18の28条1	設置の60日前までに★	1 氏名、名称、住所、法人にあっては代表者氏名	1 緊急時の連絡先
使用届	法18の29条1	該当となつた日から30日以内	2 工場、事業場の名称、所在地 3 水銀排出施設の種類 4 水銀排出施設の構造 5 水銀排出施設の使用方法 6 水銀等の処理方法	2 工場、事業場の位置図及び場内配置図 3 水銀排出施設の構造図(含、排出ガス測定箇所位置等) 4 水銀等の処理施設構造図 5 工場の操業系統図(事業場は不要) 6 その他(届出書記載要領参照)
構造 使用方法 処理方法 の変更	法18の30条1	変更の60日前までに★		
氏名等の 変更届 廃止届	法18の36条2	変更、廃止後30日以内		
承継届	法18の36条2	承継後30日以内		

★ 知事は届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、実施制限期間を短縮することができる。  
(法10条2項、17-13条1項、18-13条1項、18-36条1項、条例12条2項)

その他の届出	根拠	対象者	規模、措置等
オキシダント等緊急時における排出ガス量等減少計画届出書	広島県大気汚染緊急時措置要領 5条1項	ばい煙排出者等	1 工場の全排出ガス量が4万Nm <sup>3</sup> /h以上の者 2 知事が必要と認める者 3 挥発性有機化合物排出施設を有する者
公害防止統括者等の選任、解任及び死亡届(大気関係)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律3条3項、4条3項、5条3項及び6条2項	特定事業者	1 Q≥1万Nm <sup>3</sup> /hなどのばい煙発生施設を設置する工場 2 特定粉じん発生施設を設置する工場 3 特定粉じん発生施設を設置する工場
事故の状況の通報	大気汚染防止法17条2項、広島県生活環境の保全等に関する条例91条2項、93条2項	ばい煙発生施設、特定施設、ばい煙関係特定施設設置者、PRTR届出事業所設置者	ばい煙発生施設等について事故が発生し、ばい煙等が大気中に多量に排出されたときの応急措置、事故の復旧、事故状況の通報
特定施設設置届出等	ダイオキシン類対策特別措置法	大気基準適用施設設置者(8頁参照)	特定施設(大気基準適用施設)設置者

表4 ばい煙発生施設とその規模

項目	ばい煙発生施設の種類	規模(～以上)(1つ満たせば該当)
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	伝熱面積 10m <sup>2</sup> バーナーの燃焼能力 50 L/h
②	水性ガス又は油ガス発生用ガス発生炉及び加熱炉	原料処理能力 20 t/日 バーナーの燃焼能力 50 L/h
③	金属精錬又は無機化学工業品製造用焙燒炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及びか焼炉(14項を除く。)	
④	金属精錬用溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。), 転炉及び平炉(14項を除く。)	原料処理能力 1 t/h
⑤	金属精製又は鋳造用溶解炉 (こしき炉, 14, 24, 25, 26項を除く。)	火格子面積 1 m <sup>2</sup> 羽口面断面積 0.5m <sup>2</sup>
⑥	金属鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理用加熱炉	バーナーの燃焼能力 50 L/h 変圧器定格容量 200KVA
⑦	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品製造用加熱炉	
⑧	石油精製用流動接触分解装置のうち触媒再生塔	炭素燃焼能力 200kg/h
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃焼能力 6 L/h
⑨	窯業製品製造用焼成炉及び溶融炉	
⑩	無機化学工業品又は食料品製造用反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(26項を除く。)	火格子面積 1 m <sup>2</sup> バーナーの燃焼能力 50 L/h 変圧器定格容量 200KVA
⑪	乾燥炉(14, 23項を除く。)	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイド製造用電気炉	変圧器定格容量 1,000KVA
13	廃棄物焼却炉	火格子面積 2 m <sup>2</sup> 焼却能力 200kg/h
⑭	銅、鉛又は亜鉛精錬用焙燒炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。), 溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。), 転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料処理能力 0.5t/h 火格子面積 0.5m <sup>2</sup> 羽口面断面積 0.2m <sup>2</sup> バーナーの燃焼能力 20 L/h
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム製造用乾燥施設	容量 0.1m <sup>3</sup>
16	塩素化エチレン製造用塩素急速冷却施設	原料塩素処理能力 50kg/h
17	塩化第二鉄製造用溶解槽	(塩化水素にあっては塩素換算量)
18	活性炭製造用(塩化亜鉛を使用するものに限る。)反応炉	バーナー燃焼能力 3 L/h
19	化学製品製造用塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸收施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、16～18項及び密閉式のものを除く。)	原料塩素処理能力 50kg/h (塩化水素にあっては塩素換算量)
20	アルミニウム製錬用电解炉	電流容量 30KA
21	磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料製造用(原料として磷鉱石を使用するものに限る。)反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料磷鉱石処理能力 80kg/h バーナー燃焼能力 50 L/h 変圧器定格容量 200KVA
22	弗酸製造用凝縮施設、吸收施設及び蒸溜施設(密閉式を除く。)	伝熱面積 10m <sup>2</sup> ポンプ動力 1 kW
23	トリポリ磷酸ナトリウム製造用(原料として磷鉱石を使用するものに限る。)反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料処理能力 80kg/h 火格子面積 1 m <sup>2</sup> バーナー燃焼能力 50 L/h
24	鉛の第二次精錬用(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線製造用溶解炉	バーナー燃焼能力 10 L/h 変圧器定格容量 40KVA
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	バーナー燃焼能力 4 L/h 変圧器定格容量 20KVA
26	鉛系顔料製造用溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量 0.1m <sup>3</sup> バーナーの燃焼能力 4 L/h 変圧器定格容量 20KVA

項目	ばい煙発生施設の種類	規模（～以上）（1つ満たせば該当）
27	硝酸製造用吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	合成、漂白又は濃縮能力 100kg/h
28	コークス炉	原料処理能力 20 t/日
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力 50 L/h
30	ディーゼル機関	燃料の燃焼能力 35 L/h
31	ガス機関	燃料の燃焼能力 35 L/h
32	ガソリン機関	

注 1 項番号が丸囲みの施設は、県条例（34頁）に類似施設あり。

2 項番号が角囲みの施設は、下記のダイオキシン類対策特別措置法の大気基準適用施設に類似施設あり。  
(ダイオキシン類対策特別措置法を参照)

区分	番号	内 容
大 気 基 準 適 用 施 設	1	焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉 原料の処理能力が1t/h以上のもの
	2	製鋼の用に供する電気炉(錆鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。) 変圧器の定格容量が1,000KVA以上のもの
	3	亜鉛の回収(原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る。)の用に供する 焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉 原料の処理能力が0.5t/h以上のもの
	4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(同一事業所内の圧延工程において 生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉 溶解炉；容量が1t以上のもの 焙焼炉及び乾燥炉；原料の処理能力が0.5t/h以上のもの
	5	廃棄物焼却炉 火床面積※(炉の床面積)が0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力※が50kg/h以上のもの (※一つの焼却施設に二以上の焼却炉が設置されている場合にはその合計)

3 重油換算は、重油10 L当たりが、液体燃料は10 Lに、ガス燃料は16m<sup>3</sup>に、固体燃料は16kgに、それぞれ相当するものとして取り扱う。

ただし、31、32の施設について、燃料が气体の場合は、次の換算式による。

$$\text{重油換算量 (L/h)} = \text{換算係数} \times \text{气体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{N/h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{气体燃料の発熱量 (kJ/m}^3\text{N)} \div \text{重油発熱量 (kJ/L)}$$

上式の气体燃料の発熱量は総発熱量(高位)を用いることとし、重油の発熱量は  
40,186.08kJ/L (9,600kcal/L)

4 複数のばい煙発生施設が1台の変圧器を共用している場合は、各ばい煙発生施設の電力容量を変圧器の定格容量とする。

5 項番号1；ボイラーのうち伝熱面積10m<sup>2</sup>未満でバーナーの燃焼能力が50 L/h以上の施設（以下「小型ボイラー」という。）について、昭和60年9月9日以前に設置したものは「既設小型ボイラー」という。

6 「SO<sub>x</sub>」とは硫黄酸化物、「NO<sub>x</sub>」とは窒素酸化物を意味する。

7 その他、ばい煙発生施設の詳細については、「ばい煙発生施設解説集(昭和55年3月環境庁大気保全局)」による。

8 項番号1；ボイラー改正政令により、令和4年10月1日から伝熱面積10m<sup>2</sup>に係る要件が削除される。

表5 ばい煙発生施設の硫黄酸化物排出・規制基準

K 値 規 制	次式により排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量について、地域の区分ごとに排出口の高さに応じて排出許容量を定める規制	
	$q = K \times 10^{-3} \times He^2$	$q$ : 硫黄酸化物量 ( $Nm^3/h$ )
	$He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$	$K$ : 右欄に示す値
	$Hm = 0.795 \sqrt{Q \times V} \div (1 + 2.58 \div V)$	$He$ : 有効煙突高 (m)
	$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times (2.30 \log J + 1 \div J - 1)$	$Ho$ : 実煙突高 (m)
	$J = 1 \div \sqrt{Q \times V} \times \{1,460 - 296 \times V \div (T - 288)\} + 1$	$Q$ : 15°Cにおける排出ガス量 ( $m^3/\text{秒}$ ) $V$ : 排出ガスの排出速度 ( $m/\text{秒}$ ) $T$ : 排出ガス温度 ( $^{\circ}K$ )

総 量 及 び 燃 料 使 用	大気汚染防止法に定める定義 指定地域：大気環境基準の確保が困難であると認められる地域として政令で定める地域 特定工場等：環境省令で定める基準（原燃料の重油換算使用量が、0.1kL/h～1kL/h）に従い、知事が定める規模以上の工場・事業場	
	既設基準	① $Q = a \times W^b$ ② $Q = C_m \div C_{mo} \times Q_o$ ③ 環境大臣が別に定める方法
	新設基準	① $Q = a \times W^b + r \times a \{ (W + W_i)^b - W^b \}$ ② $Q = r \times C_m \div C_i \times Q_i$ [新設特定工場等] ③ $Q = C_m \div (C_{mo} + C_{mi}) \times (Q_o + Q_i)$ [増設特定工場等] ④ 環境大臣が別に定める方法
規制	燃規 料制	対象工場等 特定工場等以外の工場、事業場
	使基 用準	既設基準 新設基準 環境大臣が定める基準（燃料の硫黄含有率が1.2%以下）に従い知事が定める基準

季 節 燃 料 規 制	対象区域	硫黄酸化物に係るばい煙発生施設で季節により燃料の使用量に著しい変動があるものが密集して設置されている地域として政令で定める地域
	燃料使用基準	① 燃料基準（燃料の硫黄含有率が0.5%以上1.2%以下） ② (①)の燃料確保が困難なとき [燃料の許容使用量] $\leq$ [燃料通常使用量] $\times$ [燃料基準] $\div$ [通常の燃料中硫黄含有率]

- 注1 既設小型ボイラー（9頁注5参照）並びに大気汚染防止法施行令別表第1〔本概要表4（8頁）〕用施設には、SOxの排出基準は当分の間適用されない。ただし、指定地域内では、既設小型ボイラーの燃料使用基準は、排煙脱硫装置が設置されている場合、捕集効率に応じたものとする。
- 2 総量規制は、福山地域は昭和52年10月29日から、大竹地域は昭和52年11月30日から施行されて

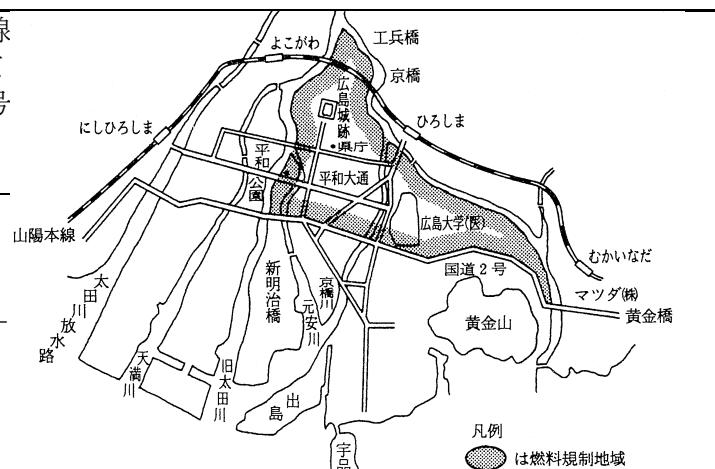
地 域	K値 (着地濃度 (ppm) = K/584)	
	一般排出基準	特別排出基準(S49.4.1以降の新設施設)
福山市(芦田町, 加茂町, 駅家町, 内海町, 新市町, 沼隈町, 神辺町を除く。) 大竹市	3.5 (0.006)	2.34 (0.0040)
呉市(下蒲刈町, 川尻町, 安浦町, 音戸町, 倉橋町, 豊浜町, 豊町, 蒲刈町を除く。)	5.0 (0.0086)	
広島市 (佐伯区を除く。) 安芸郡府中町, 海田町, 熊野町, 坂町	7.0 (0.012)	
竹原市, 三原市(旧本郷町, 久井町, 大和町を除く。), 尾道市 (旧因島市, 御調町, 瀬戸田町を除く。), 豊田郡大崎上島町東野	8.0 (0.014)	
その他の地域	17.5 (0.030)	

広島県内の対象地域		備 考
福山市 (K値規制の地域と同じ地域のみ)	大竹市	<p>Q : 特定工場等のSOx排出許容量 (Nm<sup>3</sup>/h)</p> <p>Qo : 既設ばい煙発生施設からのSOx排出量 (Nm<sup>3</sup>/h)</p> <p>Qi : ばい煙発生施設の設置・変更で増加するSOx排出量 (Nm<sup>3</sup>/h)</p>
原燃料の重油換算使用量が、 1,000L/h以上 の工場・事業場		<p>W : 既設ばい煙発生施設で使用される原燃料 (重油換算) の総量 (L/h)</p> <p>Wi : ばい煙発生施設の設置・変更で増加する原燃料 (重油換算) の総量 (L/h)</p>
$Q = 0.0119W^{0.85}$	$Q = 0.0126W^{0.9}$	<p>Cm : 削減目標量が達成されるように知事が定める一定 の最大重合地上濃度 (ppm)</p> <p>Cmo : Qoに係る最大重合地上濃度 (ppm)</p>
$Q = 0.0119W^{0.85} + 0.7 \times$ $0.0119 \{ (W+Wi)^{0.85}$ $- W^{0.85} \}$	$Q = 0.0126W^{0.9} + 0.7 \times$ $0.0126 \{ (W+Wi)^{0.9}$ $- W^{0.9} \}$	<p>Cmi : Qiに係る最大重合地上濃度 (ppm)</p> <p>a : 知事が定める定数</p> <p>b : 0.8以上1.0未満の範囲で知事が定める定数</p>
原燃料の重油換算使用量が、 1,000L/h未満 の工場・事業場		<p>r : 0.3以上0.7以下の範囲で知事が定める定数</p>
1.0%以下	1.2%以下	
0.7%以下	0.8%以下	

広島市 (一般国道2号線と旧太田川左岸線との交会点を起点とし、順次同左岸線、京橋川左岸線、猿猴川右岸線及び一般国道2号線を経て起点に至る線で囲まれた区域)

[右図参照]

- ① 1.0%以下  
(適用期間毎年12月1日～翌年3月31日)
- ② [燃料の許容使用量] ≤  
[燃料の通常使用量] × [燃料基準] ÷  
[通常の燃料中の硫黄含有率]



の29, 30項のうち非常用及び既設で排出ガス量が10,000Nm<sup>3</sup>/h未満の施設並びに31, 32項のうち非常イラー及び29, 30項の常用施設は総量規制、燃料使用規制は適用される。いる。

表6 ばい煙発生施設のばいじん、有害物質排出基準

項番	施設名	排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	0n (%)	備考
1	①ガス専焼ボイラー	$Q \geq 50$			
		$50 > Q \geq 10$	0.05		
		$10 > Q \geq 4$			
		$4 > Q \geq 1$	0.10		
		$1 > Q$			
	②石炭専燃ボイラー (④を除く。)	$Q \geq 70$			既設(S57.5.31以前；以下同じ。)は当分の間 0.15
		$70 > Q \geq 50$	0.10		既設は当分の間 0.25
		$50 > Q \geq 20$			既設は当分の間 0.35
		$20 > Q \geq 4$	0.20		
		$4 > Q \geq 0.5$	0.30		
	③石炭燃焼ボイラー (④を除く。)	$0.5 > Q$			
		$Q \geq 70$			既設は当分の間 0.15
		$70 > Q \geq 50$	0.10		既設は当分の間 0.25
		$50 > Q \geq 20$			既設は当分の間 0.35
		$20 > Q \geq 4$	0.20		
	④低品位炭燃焼ボイラー {低品位炭とは、発熱量が 20,930.25kJ/kg (5,000 kcal/kg) 以下の石炭) }	$4 > Q \geq 0.5$			
		$0.5 > Q$	0.30		
		$Q \geq 70$			既設は当分の間 0.45 (注5)
		$70 > Q \geq 50$	0.10		既設の0nは当分の間 0s
		$50 > Q \geq 30$			
	⑤固体燃料燃焼ボイラー (②, ③, ④を除く。)	$30 > Q \geq 20$			
		$20 > Q \geq 4$	0.20		
		$4 > Q \geq 0.5$	0.30		
		$0.5 > Q$			
		$Q \geq 70$			0nは当分の間 0s
	⑥排煙脱硫付原油タール 燃焼ボイラー (原油タール使用100万 Nm <sup>3</sup> /h未満に限る。)	$70 > Q \geq 50$			0nは当分の間 0s
		$50 > Q \geq 20$	0.30		既設は当分の間 0.40
		$20 > Q \geq 10$			
		$10 > Q \geq 4$			
		$4 > Q \geq 1$	0.25		
	⑦原油タール燃焼ボイラー (⑥を除く。)	$1 > Q \geq 0.5$			
		$0.5 > Q$	0.30		
		$Q \geq 50$	0.05		既設は当分の間 0.07
		$50 > Q \geq 20$			既設は当分の間 0.18
		$20 > Q \geq 10$	0.15		
		$10 > Q \geq 4$			
		$4 > Q \geq 1$	0.25		
		$1 > Q \geq 0.5$	0.30		
		$0.5 > Q$			
		$0.5 > Q$			

項目番号	排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	窒素酸化物 (ppm)							有害物質	備考
		0n (%)	設置年月日							
1①	Q≥50						60			
	50>Q≥10						100			
	10>Q≥4						130			
	4>Q≥1						150			
	1>Q									
2②	Q≥70	*400					200		* Q≥100 万の接線型チルチャンバーを有するもの 430	
	70>Q≥50	**420					250		** 25 万>Q≥20 万、前面燃焼方式自然循環型 火炉熱発生率≥586,047kJ/m <sup>3</sup> /h(14 kcal/m <sup>3</sup> /h)のもの 450	
	50>Q≥20	350							☆54. 8. 10～58. 9. 9 の流動層燃焼方式 (石炭専燃) 4 万>Q≥1 万 380	
	20>Q≥4	450	380						1 万>Q≥0.5 万 390	
	4>Q≥0.5		350						☆58. 9. 10～59. 9. 9 の流動層燃焼方式 4 万>Q 360	
	0.5>Q		480	380					☆58. 9. 10～散布式ストーカ型 10 万>Q≥ 4 万 320	
3③	Q≥70	*400					200			
	70>Q≥50	420					250			
	50>Q≥20	350								
	20>Q≥4	450	380							
	4>Q≥0.5		350							
	0.5>Q		480	380						
4④	Q≥70	6					200		* 火炉分割壁型放射過熱火器を有し、炉熱発生率≥14 万 kcal/m <sup>3</sup> /h	
	70>Q≥50	480 (*550)					250		☆58. 9. 10～59. 9. 9 の流動層燃焼方式 4 万>Q 360	
	50>Q≥30	350							☆58. 9. 10～散布式ストーカ型 10 万>Q≥ 4 万 320	
	30>Q≥20	420								
	20>Q≥4	450	380							
	4>Q≥0.5		350							
	0.5>Q		480	380						
5⑤	Q≥70	400					200		☆58. 9. 10～59. 9. 9 の流動層燃焼方式 4 万>Q 360	
	70>Q≥50	420					250			
	50>Q≥20	350								
	20>Q≥4	450	380							
	4>Q≥0.5		350							
	0.5>Q		480	380						
6⑥	100>Q≥50	210					130			
	50>Q≥20	180								
	20>Q≥10									
	10>Q≥4									
	4>Q≥1									
	1>Q≥0.5									
	0.5>Q									
7⑦	100>Q≥50	4					130			
	50>Q≥20	190								
	20>Q≥10	180								
	10>Q≥4									
	4>Q≥1									
	1>Q≥0.5									
	0.5>Q									

項番	施設名	排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	0n	備考	
				(%)		
1	(⑧排煙脱硫付液体燃焼ボイラー (100万Nm <sup>3</sup> /h未満に限る。) (⑥を除く。)	100>Q≥50	0.05	4	既設は当分の間 0.07	
		50>Q≥20			既設は当分の間 0.18	
		20>Q≥ 4	0.15			
		4>Q≥ 1	0.25			
		1>Q≥0.5	0.30		0nは当分の間 0s	
		0.5>Q				
	⑨液体燃焼ボイラー (⑥～⑧を除く。)	Q≥50	0.05	4	既設は当分の間 0.07	
		50>Q≥20			既設は当分の間 0.18	
		20>Q≥ 4	0.15			
		4>Q≥ 1	0.25			
		1>Q≥0.5	0.30		0nは当分の間 0s	
		0.5>Q				
⑩排煙脱硫付黒液専焼, 黒液及びガス又は液体 混焼ボイラー (100万Nm <sup>3</sup> /h未満に限 る。)	⑪黒液専焼, 黒液及びガス 又は液体燃料混焼ボイ ラー (⑩を除く。)	100>Q≥50	0.15	0s	既設は当分の間 0.20	
		50>Q≥20			既設は当分の間 0.35	
		20>Q≥ 4	0.25			
		4>Q≥ 1	0.30		既設は当分の間 0.20	
		1>Q≥0.5				
		0.5>Q			既設は当分の間 0.35	
	⑫触媒再生塔に附属		0.20	4	既設は当分の間 0.30	

小型ボイラー (伝熱面積が10m <sup>2</sup> 未満のボイラーで、バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で50ℓ/h以上のもの)					
⑬固体燃焼 小型ボイラー			0.30	6	～S60.9.9に設置された施設は当分の間適用猶予 S60.9.10～H2.9.9に設置された施設の基準 0.50
⑭液体燃焼小型ボイラー (⑮を除く)					当分の間適用しない
⑮灯油, 軽油, A重油又は ガス燃焼小型ボイラー					

項番	排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	窒素酸化物 (ppm)						有害物質	備考	
		On (%)	設置年月日							
			48. 8. 10 ～48. 8. 9	50. 12. 10 ～50. 12. 9	52. 6. 18 ～52. 6. 17	54. 8. 10 ～54. 8. 9	58. 9. 10 ～58. 9. 9	62. 4. 1～ ～62. 3. 31		
⑧	100 > Q ≥ 50						130		*過負荷燃焼型は除く(語注1)	
	50 > Q ≥ 20	210	180							
	20 > Q ≥ 4					150				
	4 > Q ≥ 1		250							
	1 > Q ≥ 0.5				*280		S52. 9. 10 設置～ 180			
	0.5 > Q									
⑨	Q ≥ 50					130			*過負荷燃焼型は除く(語注1)	
	50 > Q ≥ 20	190	180							
	20 > Q ≥ 4				150					
	4 > Q ≥ 1		230							
	1 > Q ≥ 0.5				*250		S52. 9. 10 設置～ 180			
	0.5 > Q									
⑩	100 > Q ≥ 50					130			*過負荷燃焼型は除く(語注1)	
	50 > Q ≥ 20	210	180							
	20 > Q ≥ 4				150					
	4 > Q ≥ 1		250							
	1 > Q ≥ 0.5			*280			S52. 9. 10 設置～ 180			
	0.5 > Q									
⑪	Q ≥ 50					130			*過負荷燃焼型は除く(語注1)	
	50 > Q ≥ 20	190	180							
	20 > Q ≥ 4				150					
	4 > Q ≥ 1		230							
	1 > Q ≥ 0.5			*250			S52. 9. 10 設置～ 180			
	0.5 > Q									
⑫		①～⑪に該当する施設の基準が適用される。								

項番	On (%)	窒素酸化物 (ppm)			有害物質	備考
		～60. 9. 9	60. 9. 10～2. 9. 9	2. 9. 10～		
⑬	6			350		
⑭	4		300	260		
⑮						当分の間適用しない

項目番号	施設名	排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	0n (%)	備考		
2	①水素製造用ガス発生炉 (天井バーナー燃焼方式)		0.05	7			
	②ガス発生炉 (①以外)						
	③加熱炉		0.10				
3 14 項を除く	①ガス燃焼ペレット焼成炉	Q $\geq$ 1	0.15	0s			
		1>Q					
	②ペレット焼成炉 (①以外)	Q $\geq$ 1	0.20				
		1>Q					
	③フェロマンガン製造用焼結炉	Q $\geq$ 10	0.15				
		10>Q $\geq$ 1					
	④焼結炉 (①～③以外)	1>Q					
⑤アルミナ製造用か焼炉	Q $\geq$ 4	0.20	既設は当分の間 0.25	既設は当分の間 0.30			
		4>Q $\geq$ 1					
		1>Q					
⑥か焼炉 (⑤以外)	Q $\geq$ 4	0.20	既設は当分の間 0.25	既設は当分の間 0.30			
		4>Q					
⑦焙焼炉	Q $\geq$ 4	0.10					
		4>Q					
4	①溶鉱炉(高炉)		0.05	既設は当分の間 0.13			
	②溶鉱炉(①以外)		0.15				
	③燃焼型転炉		0.10				
	④転炉(③以外)						
	⑤平炉	Q $\geq$ 4					
5	金属溶解炉 (こしき炉, 14, 24～26 項を除く。)	4>Q	0.20	既設アルミニウムの地金, 合金の製造又 はアルミニウム再生用の反射炉は 0.30			
		Q $\geq$ 4	0.10				
		4>Q	0.20				
6	①ラジアントチューブ型 金属加熱炉	Q $\geq$ 10	0.10	既設は当分の間 0.15 0nは当分の間 0s			
		10>Q $\geq$ 4					
		4>Q $\geq$ 1					
		1>Q $\geq$ 0.5	0.20				
		0.5>Q					
	②鍛接鋼管用金属加熱炉	Q $\geq$ 10	0.10	既設は当分の間 0.15 0nは当分の間 0s			
		10>Q $\geq$ 4					
		4>Q $\geq$ 1					
		1>Q $\geq$ 0.5	0.20				
		0.5>Q					
	③金属加熱炉 (①, ②以外)	Q $\geq$ 10	0.10	既設は当分の間 0.25 0nは当分の間 0s			
		10>Q $\geq$ 4					
		4>Q $\geq$ 1					
		1>Q $\geq$ 0.5	0.20				
		0.5>Q					

項番	排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	窒素酸化物 (ppm)					有害物質 (mg/Nm <sup>3</sup> )	備考		
		0n (%)	設置年月日							
			50.12.10 ～50.12.9	52.6.18 ～52.6.17	54.8.10～ ～54.8.9					
2①		7	360			150				
②			170			150				
③										
3①	Q ≥ 1	15	540		220					
	1 > Q		300		220					
②	Q ≥ 1	15	260		220					
	1 > Q		270		220					
③	Q ≥ 10	15	300							
	10 > Q ≥ 1		260		220					
④	Q ≥ 10	10	270		220					
	10 > Q ≥ 1		300							
⑤	Q ≥ 4	10	350		200					
	4 > Q ≥ 1		200							
⑥	Q ≥ 4	14	250		220					
	4 > Q		250							
⑦	Q ≥ 4	15	120		100					
	4 > Q		120							
4①										
②										
③										
④										
⑤	Q ≥ 4	12	*200		*180		*キュボラを除く。			
	4 > Q		*200		*180					
5①	Q ≥ 4	11	100							
	4 > Q		200		150					
6①	Q ≥ 10	11	180							
	10 > Q ≥ 4		100							
	4 > Q ≥ 1	11	180							
	1 > Q ≥ 0.5		150							
	0.5 > Q	11	180							
②	Q ≥ 10		160		100					
	10 > Q ≥ 4	11	170		150					
	4 > Q ≥ 1		170		130					
	1 > Q ≥ 0.5	11	200		150					
	0.5 > Q		200		180					

項番	施設名	排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	0n (%)	備考			
7	①排煙脱硫付石油加熱炉	$Q \geq 4$	0.10	0.15	潤滑油の製造用の既設は当分の間 0.18	6		
		$4 > Q \geq 1$						
		$1 > Q \geq 0.5$						
		$0.5 > Q$						
	②エチレン分解炉 (炉床式バーナー)	$Q \geq 4$	0.10	0.15				
		$4 > Q \geq 1$						
		$1 > Q \geq 0.5$						
		$0.5 > Q$						
	③エチレン分解炉 (①, ②以外)	$Q \geq 4$	0.10	0.15				
		$4 > Q \geq 1$						
		$1 > Q \geq 0.5$						
		$0.5 > Q$						
8	④空気予熱器付 エチレン独立加熱炉 メタノール改質炉	$Q \geq 10$	0.10	0.15	潤滑油の製造用の既設は当分の間 0.18	6		
		$10 > Q \geq 4$						
		$4 > Q \geq 1$						
		$1 > Q \geq 0.5$						
		$0.5 > Q$						
	⑤エチレン独立加熱炉 (①, ④以外)	$Q \geq 10$	0.10	0.15				
		$10 > Q \geq 4$						
		$4 > Q \geq 1$						
		$1 > Q \geq 0.5$						
		$0.5 > Q$						
8-2	⑥石油加熱炉 (①～⑤以外)	$Q \geq 4$	0.10	0.15	潤滑油の製造用の既設は当分の間 0.18	6		
		$4 > Q \geq 1$						
		$1 > Q \geq 0.5$						
		$0.5 > Q$						
8	触媒再生塔		0.20		既設は当分の間 0.30			
8-2	硫黄回収燃焼炉		0.10	8				
9	①石灰焼成炉 (ガス燃焼 のロータリーキルン)		0.30	15	0nは当分の間 0s	15		
	②石灰焼成炉 (土中釜)		0.40	10				
	③石灰焼成炉 (その他)		0.30	10				
	④セメント焼成炉 (湿式)	$Q \geq 10$	0.10	10				
		$10 > Q$						
	⑤セメント焼成炉 (その 他)	$Q \geq 10$	0.10	18				
		$10 > Q$						
	⑥耐火レンガ, 耐火物原料 製造用焼成炉 (語注2)	$Q \geq 4$	0.20	18				
		$4 > Q$						
	⑦焼成炉 (①～⑥以外)	$Q \geq 4$	0.15	15				
		$4 > Q$	0.25					
	⑧板ガラス, ガラス繊維 製造用溶融炉 (語注3)	$Q \geq 4$	0.10	16				
		$4 > Q$	0.15					
	⑨光学ガラス, 電気ガラス, フ リット製造用溶融炉(語注4)	$Q \geq 4$	0.10	16				
		$4 > Q$	0.15					

項番	排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	窒素酸化物 (ppm)					有害物質 (mg/Nm <sup>3</sup> )	備考		
		0n (%)	設置年月日							
			48.8.10 ～48.8.9	50.12.10 ～50.12.9	52.6.18 ～52.6.17	54.8.10～ ～54.8.9				
7①	Q ≥ 4	06	170	100						
	4 > Q ≥ 1		180	150	130					
	1 > Q ≥ 0.5		190		150					
	0.5 > Q		200		180					
	Q ≥ 4		170	100						
	4 > Q ≥ 1		280	150	130					
	1 > Q ≥ 0.5		180		150					
	0.5 > Q		200		180					
	Q ≥ 4		170	100						
	4 > Q ≥ 1		180	150	130					
	1 > Q ≥ 0.5				150					
	0.5 > Q		200		180					
④	Q ≥ 10	15	170	100						
	10 > Q ≥ 4		430							
	4 > Q ≥ 1		180	150	130					
	1 > Q ≥ 0.5				150					
	0.5 > Q		200		180					
⑤	Q ≥ 10	10	170	100						
	10 > Q ≥ 4		180	150	130					
	4 > Q ≥ 1				150					
	1 > Q ≥ 0.5		200		180					
	0.5 > Q									
⑥	Q ≥ 4	8	170	100						
	4 > Q ≥ 1			150	130					
	1 > Q ≥ 0.5		180		150					
	0.5 > Q		200		180					
8			300		250					
8-2	8		300		250					
9①		15	300		250					
②			200		180					
③										
④	Q ≥ 10	18		250						
	10 > Q				350					
⑤	Q ≥ 10		480	250						
	10 > Q				350					
⑥	Q ≥ 4	15	450		400					
	4 > Q									
⑦	Q ≥ 4	16	200		180					
	4 > Q									
⑧	Q ≥ 4	16	400		360					
	4 > Q									
⑨	Q ≥ 4		900		800					
	4 > Q									
							1) Cd 1.0 2) F 10.0 3) Pb 20.0	1) 硫化カドミウム, 炭酸カドミウム 2) ほたる石, 硅酸化ナトリウム 3) 酸化鉛 使用のもの		

項番	施設名	排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	0n (%)	備考	
9	⑩ガラス製造用溶融炉 (その他)	Q≥4	0.10	15		
		4>Q	0.20			
	⑪溶融炉 (⑧～⑩以外)	Q≥4	0.10			
		4>Q	0.20			
10	①硫酸カリウム製造用反応炉	Q≥4	0.15	6	0nは当分の間 0s	
		4>Q	0.20			
	②硫酸製造用反応炉 (NO <sub>x</sub> 触媒に限る。)	Q≥4	0.15			
		4>Q	0.20			
	③反応炉、直火炉 (①、②以外)	Q≥4	0.15			
		4>Q≥1	0.20			
		1>Q	既設活性炭製造用反応炉 0.30			
11	①骨材乾燥炉	Q≥2	0.50	*16	既設は当分の間 0.60	
		2>Q				
	②乾燥炉 (その他)	Q≥4	0.15			
		4>Q≥1	0.20			
		1>Q	既設は当分の間 0.30			
	③カーバイト製造用電気炉		0.20		既設は当分の間 0.35	
12	①合金鉄製造用電気炉 (珪素分40%以上)		0.20	0s		
	②合金鉄製造用電気炉 (珪素分40%未満) カーバイト製造用電気炉		0.15			
	③電気炉(その他)		0.10			
13	①浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉) ②特殊廃棄物焼却炉 (連続炉)（語注5） ③廃棄物焼却炉 (連続炉；①②以外のもの) ④廃棄物焼却炉 (その他)	〔廃棄物の処理能力に 応じた基準〕		12	H10.6.30までに設置された施設 は当分の間	
		処理能力 4t/t以上	0.04		0.08	
		処理能力 2～4t/h	0.08		0.15	
		処理能力 2t/h未満	0.15		0.25	
14	①銅、鉛、亜鉛精錬用焙焼炉	Q≥4	0.10	0s		
	4>Q					
	②銅、鉛、亜鉛精錬用焼結炉					
	③銅、鉛、亜鉛精錬用転炉					
	④亜鉛精錬用溶鉱炉のうち鉱滓処理炉 (石炭、コークスを燃料及び還元剤とする)					
	⑤亜鉛精錬用溶鉱炉のうち立型蒸溜炉					
	⑥溶鉱炉(その他)					
	⑦銅精錬用溶解炉のうち 精製炉 (アンモニア還元剤)	Q≥4	0.10			
		4>Q≥1				
		1>Q	0.20		既設は当分の間0.30	

項番	排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	窒素酸化物 (ppm)			有害物質 (mg/Nm <sup>3</sup> )	備考		
		0n (%)	設置年月日					
			52. 6. 18 ～52. 6. 17	54. 8. 10～ ～54. 8. 9				
9⑩	Q≥4 4>Q	15	500	450	*	* 有害物質については、9⑧の項が準用される。		
⑩	Q≥4 4>Q		200	180				
10①	Q≥4 4>Q	6	250	180				
②	Q≥4 4>Q	15	700	*180		* 0n=6%		
③	Q≥4 4>Q≥1 1>Q	6	200	180				
11①	Q≥2 2>Q	16	250	230		* 直接熱風乾燥炉は 0s		
②	Q≥4 4>Q≥1 1>Q							
12① ② ③								
13①	Q≥4 4>Q	12	900	450	HC1 700	HC1の濃度は次式により算出された濃度とする。		
②	Q≥4 4>Q		300	250		C = 9 / (21 - 0s) × Cs		
③	Q≥4 4>Q		900	700		C : HC1の補正濃度 (mg/Nm <sup>3</sup> )		
④	Q≥4 4>Q		300	250		0s : 排ガス中の酸素濃度 (%)		
14①	Q≥4 4>Q	14	250	220	Cd 1.0 Pb 10.0			
②		15	300	220	Cd 1.0 Pb 30.0			
③					Cd 1.0 Pb 10.0			
④			450		Cd 1.0 Pb 30.0			
⑤		15	230	100				
⑥			120	100				
⑦		12	330		Cd 1.0 Pb 10.0			

項番	施設名	排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	0n (%)	備考	
14	⑧亜鉛精錬用溶解炉のうち亜鉛、カドミウム精溜炉 (LPG, COG燃焼)	Q≥ 4	0.10	0s	既設は当分の間 0.30	
		4>Q≥ 1	0.20			
		1>Q				
15	⑨溶解炉 (その他)	Q≥ 4	0.10	0s	既設は当分の間0.30	
		4>Q≥ 1	0.20			
		1>Q				
16	⑩乾燥炉	Q≥ 4	0.15	*16	気流搬送型の既設は当分の間 0.18	
		4>Q	0.20		既設は当分の間 0.30	
17	乾燥施設					
18	塩化エチレン製造用塩素急速冷却装置					
19	塩化第二鉄製造用溶解槽					
20	活性炭製造用反応炉		0.30	6	塩化亜鉛使用に限る。	
21	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設					
				0s		
				15		
22	濃縮、吸収、蒸溜施設					
23	①トリポリ磷酸ナトリウム製造用反応施設 ②トリポリ磷酸ナトリウム製造用乾燥炉 ③トリポリ磷酸ナトリウム製造用焼成炉			16	直接熱風乾燥炉は0s	
24	鉛二次精錬等用溶解炉	Q≥ 4	0.10	0s		
		4>Q	0.20			
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	Q≥ 4	0.10			
		4>Q	0.15			
26	①鉛酸化物製造用溶解炉 ②鉛系顔料製造用溶解炉 (①以外) ③反射炉 ④鉛酸化物製造用反応炉 ⑤硝酸鉛製造用反応炉 ⑥反応炉 (④, ⑤以外) ⑦乾燥施設	Q≥ 4	0.10	0s		
		4>Q	0.15			
		Q≥ 4	0.10			
		4>Q	0.15			
		Q≥ 4	0.10			
		4>Q	0.15			
		0.10				
		0.05		6	鉛酸化物製造用反応炉は0s	
		0.05		6		

項番	排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	窒素酸化物 (ppm)			有害物質 (mg/Nm <sup>3</sup> )	備考		
		0n (%)	設置年月日					
			~54.8.9	54.8.10~				
14⑧	Q ≥ 4	12	200	180	Cd 1.0 Pb 10.0	*直接熱風乾燥炉は0s		
	4 > Q ≥ 1							
	1 > Q							
⑨	Q ≥ 4	16	200	180	Cd 1.0 Pb 10.0	*直接熱風乾燥炉は0s		
	4 > Q ≥ 1							
	1 > Q							
⑩	Q ≥ 4	16	200	180	Cd 1.0 Pb 10.0	*直接熱風乾燥炉は0s		
	4 > Q							
15					Cd 1.0	HCl 80.0 Cl <sub>2</sub> 30.0		
16								
17								
18		06	200	180				
19								
20					F 1.0 (*3.0)	*電気炉から直接吸引され、ダクトを通じ排出口から排出されるもの		
21①			200	180	F 15.0	F 10.0		
②					F 10.0			
③		15	650	600	F 20.0			
④					F 15.0			
⑤					F 20.0			
⑥								
22						F 10.0		
23①								
②		16	200	180				
③		15						
24	Q ≥ 4	12	200	180	Pb 10.0			
	4 > Q							
25	Q ≥ 4	12	200	180				
	4 > Q							
26①	Q ≥ 4	0s	200	180				
	4 > Q							
②	Q ≥ 4	12						
	4 > Q							
③		15						
④		0s	200	180				
⑤								
⑥		06						
⑦								

項番	施設名	排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	備考	
				On (%)	
27	硝酸製造施設				
28	①コークス炉 (オットー式)	Q≥10 10>Q	0.15	7	
	②コークス炉 (その他)	Q≥10 10>Q			
29	①ガスタービン (ガス専焼)	Q≥4.5 4.5>Q	0.05	16	～63.1.31に設置された施設及び非常用施設は当分の間適用猶予
	②ガスタービン (液体燃焼)	Q≥4.5 4.5>Q			
30	ディーゼル機関(大型； シリンダ内径400mm以上)		0.10	13	～63.1.31に設置された施設及び非常用施設は当分の間適用猶予
	ディーゼル機関(小型； シリンダ内径400mm未満)				
31	ガス機関		0.05	0	非常用施設は当分の間適用猶予
32	ガソリン機関				

注1 排出ガス量の表示は次のとおり

Q≥4 排出ガス量が1時間当たり4万Nm<sup>3</sup>以上のもの

4>Q≥1 排出ガス量が1時間当たり1万Nm<sup>3</sup>以上4万Nm<sup>3</sup>未満のもの

1>Q 排出ガス量が1時間当たり1万Nm<sup>3</sup>未満のもの

2 热源として電気を使用するものは、窒素酸化物について規制対象外であり（規則第5条第2号），また、ばいじんの排出基準のOnは0s（規則別表第2備考1）

3 ばいじん窒素酸化物の濃度は次式により補正した濃度

$$C = (21 - On) / (21 - Os) \times Cs$$

C : ばいじん窒素酸化物濃度（補正值 g/Nm<sup>3</sup>, ppm）

On : 表中に示す酸素濃度 (%)

Os : 排出ガス中の酸素濃度（実測値 %）

Cs : ばいじん窒素酸化物濃度（実測値 g/Nm<sup>3</sup>, ppm）

4 ばいじんに係る備考欄の既設とは、昭和57年6月1日において現に設置されている施設（設置の工事がされているものを含む。）をいう。

5 既設の低品位炭燃焼ボイラーに係るばいじんの基準は、昭和57年6月1日～平成7年7月2日の間、低品位炭を専焼させており、平成7年7月3日以後、発熱量23,023.75kJ/kg (5,500kcal/kg)以下の石炭を専焼させているボイラーにのみ適用される。

項番	排出ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	窒素酸化物 (ppm)						有害物質	備考		
		On (%)	設置年月日								
			50.12.10 ～50.12.9	52.6.18 ～52.6.17	63.2.1 ～63.1.31	H1.8.1 ～H1.7.31	H3.2.1～ ～H3.1.31				
27	0s	200									
28①	Q ≥ 10	7	200	170							
	10 > Q		350	200	170						
29①	Q ≥ 4.5	16			90	70			非常用施設は当分の間適用猶予		
	4.5 > Q				100	70					
30		13			120				非常用施設は当分の間適用猶予		
					1,600	1,400	1,200				
31		0	2,000				1,000		非常用施設は当分の間適用猶予 * H6.2.1からの基準		
32							*600				

#### 語注

- 1 過負荷燃焼型ボイラー (13, 13頁)  
炉筒煙管式又は水管式のボイラーであって、燃焼室負荷が2,093,025kJ(50万Kcal)/m<sup>3</sup>h以上のものをいう。  
燃焼室負荷 (kJ/m<sup>3</sup>h) = 燃料使用量 (kg/h) × 燃料の低発熱量 (kJ/kg) ÷ 燃焼室容積 (m<sup>3</sup>)
- 2 耐火物原料 (18頁)  
マグネシアクリンカ、合成スピネル、合成ムライト、シャモット、焼結アルミナ等耐火物を製造するものに必要な原料。
- 3 ガラス繊維製品 (18頁)  
グラスファイバー、グラスウール、ロービンググロス等ガラス繊維状にしたものにより製造されるもの。
- 4 フリット (18頁)  
タイルの上薬等に用いるガラス状の物質
- 5 電気ガラス (18頁)  
プラウン管、真空管等電気製品に用いられるガラス
- 6 特殊廃棄物焼却炉 (20頁)  
ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物、若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの。

表7 ばい煙の測定方法

物質の種類	大気汚染防止法	広島県生活環境の保全等に関する条例
硫黄酸化物	①硫黄酸化物濃度 (JIS K0103) 排出ガス量 (JIS Z8808) ②燃料の硫黄含有率 (JIS K2301, JIS K2541, JIS M8813) 燃料の使用量 (JIS Z8762, JIS Z8763, その他の適当であると認められる方法) ③環境大臣が定める方法 (S57.7.3環告76)	
ばいじん	JIS Z8808	
窒素酸化物	JIS K0104	
カドミウム 及びその化合物	JIS K0083	
鉛及びその化合物		JIS K0083
塩素	JIS K0106	JIS K0106
塩化水素	JIS K0107	JIS K0107
弗素, 弗化水素及び弗化珪素	JIS K0105	
ふつ素及びその化合物		JIS K0105
アンモニア		JIS K0099
シアン及びその化合物		JIS K0109
一酸化炭素		JIS K0098 (検知管法を除く。)
ホルムアルデヒド		JIS K0303
硫化水素		JIS K0108
二酸化窒素		JIS K0104
二酸化硫黄		パラロザニリン法又はJIS K0103
二硫化炭素		JIS K0091
フェノール		JIS K0086
硫酸(三酸化硫黄を含む。)		JIS K0103のうち沈殿滴定法又は又はイオンクロマトグラフ法
黄鱗		モリブデン・ブルー比色法
アセトアルデヒド		2,4-ジニトロフェニルヒドラジン法

注1 詳細については、各規則別表の備考欄を参照のこと。

**表8 挥発性有機化合物排出施設と排出基準**

項目	揮発性有機化合物排出施設の種類	規模（～以上）	排出基準	
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設 <sup>注2)</sup>	送風機の送風能力 <sup>注3)</sup> 3,000m <sup>3</sup> /h	600ppmC	
2	塗装施設 (吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力 100,000m <sup>3</sup> /h	自動車 <sup>注4)</sup> の製造の用に供するもの	既設 700ppmC 新設 400ppmC
			その他の塗装施設	700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設 <sup>注2)</sup> (吹付塗装及び電着塗装に係るものをお除く。)	送風機の送風能力 <sup>注3)</sup> 10,000m <sup>3</sup> /h	木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	1,000ppmC
			その他の乾燥施設	600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設 <sup>注2)</sup>	送風機の送風能力 <sup>注3)</sup> 5,000m <sup>3</sup> /h	1,400ppmC	
5	接着の用に供する乾燥施設 <sup>注2)</sup> (前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力 <sup>注3)</sup> 15,000m <sup>3</sup> /h	1,400ppmC	
6	印刷の用に供する乾燥施設 <sup>注2)</sup> (オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力 <sup>注3)</sup> 7,000m <sup>3</sup> /h	400ppmC	
7	印刷の用に供する乾燥施設 <sup>注2)</sup> (グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力 <sup>注3)</sup> 27,000m <sup>3</sup> /h	700ppmC	
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 5m <sup>2</sup>	400ppmC	
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量 1,000 kL	60,000ppmC 〔既設の貯蔵タンクは、容量が2,000 kL以上のものについて排出基準を適用〕	

注1 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百分率である。

2 挥発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。

3 送風機が設置されていない施設にあっては、排風機の排風能力。

4 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。

5 既設とは、平成18年4月1日において設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）をいう。

#### (揮発性有機化合物の測定方法)

平成17年6月10日付け環境省告示第61号による測定方法

揮発性有機化合物の濃度から、除外物質の濃度を差引く方法。

ただし、次の場合は、除外物質を差し引く必要はない。

①揮発性有機化合物排出施設において除外物質を使用し、又は発生させていない場合

②揮発性有機化合物の濃度が排出基準値を超過しない場合

表9 一般粉じん発生施設と規制基準

項目	施設名	規模（以上）	条例	構造使用管理基準
1	コークス炉	原料処理能力 50t/日	無	1 装炭作業 ①無煙装炭装置の設置 ②装炭車にフード及び集じん機の設置 ③①②と同等以上の効果を有する装置の設置 2 窯出し作業 ①ガイド車にフードの設置及び集じん機又はこれらと同等以上の効果を持つ装置の設置 ②防じんカバー等の設置（ガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合） 3 消火作業 消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置の設置
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く）・土石の堆積場	面積 1,000m <sup>2</sup>	有	1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置 2 散水設備による散水 3 防じんカバー 4 薬液の散布又は表層の締固め 5 1～4と同等以上の効果を有する措置
3	ベルトコンベア バケットコンベア (鉱物、土石、セメント用) (密閉式を除く)	ベルト幅 75cm  バケット内容積 0.03m <sup>3</sup>	無	1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置 2 コンベア積込部及び積降部にフード及び集じん機を設置 コンベア積込部及び積降部以外の部分に3又は4の措置 3 散水設備による散水 4 防じんカバー 5 1～4と同等以上の効果を有する措置
4	破碎機・摩碎機 (鉱物、岩石、セメント用) (湿式、密閉式を除く)	原動機定格出力 75kW	有	1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置 2 フード及び集じん機の設置
5	ふるい (鉱物、岩石、セメント用) (湿式、密閉式を除く)	原動機定格出力 15kW	有	3 散水設備による散水 4 防じんカバー 5 1～4と同等以上の効果を有する措置

表10 特定粉じん発生施設と規制基準

項	施設名	規模(以上)	規制基準
1	解綿用機械	原動機定格出力 3.7kW	工場、事業場の敷地境界線における大気中の石綿の濃度が、 10本/L (測定方法) 平成元年12月27日付環境庁告示第93号による測定方法
2	混合機		
3	紡績用機械		
4	切断機		
5	研磨機		
6	切削用機械		
7	破碎機及び摩碎機		
8	プレス (せん断加工用のものに限る。)		
9	穿孔機		

注1 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限る。

2 湿式のもの及び密閉式のものを除く。

表11 特定粉じん排出等作業に係る規制

項	規制項目	対象者	対象となる工事	定義等
1	事前調査の実施	元請業者 自主施行者	解体等工事	1 解体等工事 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事 (解体等作業に該当しない作業を除く。)
2	事前調査結果の発注者への説明	元請業者	解体等工事	2 特定工事 次の作業を伴う建設工事 ①特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業 ②特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業
3	事前調査結果の記録の作成・保存	元請業者 自主施行者	解体等工事	3 届出対象特定工事 特定工事のうち、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を伴うもの
4	事前調査結果の報告	元請業者 自主施行者	解体等工事	4 事前調査結果の報告の対象となる解体等工事 ①作業対象床面積の合計が80m <sup>2</sup> 以上の建築物の解体工事 ②請負代金100万円以上の建築物の改造、補修工事 ③請負代金100万円以上の環境大臣が定める工作物の解体、改造、補修工事
5	事前調査結果の掲示、写しの備え置き	元請業者 自主施行者	解体等工事	5 「4項 事前調査結果の報告」が義務化となる日 令和4年4月1日
6	下請負人への説明	元請業者	特定工事	
7	作業計画の作成	元請業者 自主施行者	特定工事	
8	特定粉じん排出等作業の届出	発注者	届出対象特定工事	
9	特定粉じん排出等作業に係る除去等方法、作業基準の遵守	元請業者 自主施行者 下請負人	特定工事	
10	実施作業の確認、取り残しの確認	元請業者 自主施行者	特定工事	
11	作業終了後の発注者への報告	元請業者	特定工事	
12	作業記録の保存	元請業者 自主施行者	特定工事	

※ 詳細は特定粉じん（石綿）関係法令編を参照してください。

表12 水銀排出施設と排出基準

項 項 番 番 号 号 等	水銀排出施設の種類	規 模 (以上)	On (%)	排出基準 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3 \text{N}$ )	
				既 設	新 設
1	1	小型石炭混焼ボイラー 石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●伝熱面積 <math>10\text{m}^2</math></li> <li>●バーナーの燃焼能力 <math>50 \text{ L/h}</math></li> </ul>	6	15 10
2				6	10 8
3	3 ↓ 5 及び 14	一次精錬の用に供する 施設 (銅・工業金)	<p>金属精錬用焙燒炉, 焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及びか焼炉／金属精錬用溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。), 転炉及び平炉:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●原料処理能力 <math>1 \text{ t/h}</math></li> </ul>	0s	30 15
4				0s	50 30
5	3 ↓ 5 及び 14, 24, 及び 別記 1	二次精錬の用に供する 施設 (銅・鉛・亜鉛)	<p>銅, 鉛又は亜鉛の精錬用焙燒炉, 焼結炉(ペレット焼成炉を含む。), 溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。), 転炉, 溶解炉及び乾燥炉:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●原料処理能力 <math>0.5 \text{ t/h}</math></li> <li>●火格子面積 <math>0.5\text{m}^2</math></li> <li>●羽口面断面積 <math>0.2\text{m}^2</math></li> <li>●バーナーの燃焼能力 <math>20 \text{ L/h}</math></li> </ul> <p>鉛の二次精錬用溶解炉:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●バーナーの燃焼能力 <math>10 \text{ L/h}</math></li> <li>●変圧器定格容量 <math>40\text{KVA}</math></li> </ul>	0s	400 100
6				0s	50 30
7	9	セメントの製造の用に 供する焼成炉	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火格子面積 <math>1 \text{ m}^2</math></li> <li>●バーナーの燃焼能力 <math>50 \text{ L/h}</math></li> <li>●変圧器定格容量 <math>200\text{KVA}</math></li> </ul>	10	80 50
8	13, 別記 2 及び 別記 3	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物・産業廃棄物・下水汚泥)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火格子面積 <math>2 \text{ m}^2</math></li> <li>●焼却能力 <math>200\text{kg/h}</math></li> </ul>	12	50 30
9				12	100 50

- 別記1 ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表1の3の項
- 別記2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項
- 別記3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11の2号、第12号若しくは第13の2号
- 別記4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第2号ホ(2)若しくは同令第6条の5第2号チ
- 別記5 水銀による環境の汚染の防止に関する法律第2条第2項

注1 項とは、施行規則別表第3の3の項番号をいう。

2 項番号等とは、施行令別表第1の項番号又は他法令の項番号等をいう。

3 燃焼能力は、バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

4 重油換算は、重油10L当りが、液体燃料は10Lに、ガス燃料は16m<sup>3</sup>に、固体燃料は16kgに、それぞれ相当するものとして取り扱う。

5 水銀の濃度は次式により補正した濃度

$$C = (21-0n) / (21-0s) \times C_s$$

C : 水銀濃度（補正值 g/Nm<sup>3</sup>, ppm）

0n : 表中に示す標準の残存酸素濃度 (%)

0s : 排出ガス中の酸素濃度（実測値 %）

Cs : 水銀濃度（実測値 g/Nm<sup>3</sup>, ppm）

6 熱源として電気を使用する施設は、排出基準の0nは0s（規則別表第3の3備考3）

7 セメントの製造の用に供する焼成炉であって、原料とする石灰石 1kg の水銀含有量が 0.05mg 以上であるものについては、排出基準は 140 μg/Nm<sup>3</sup>

8 既存施設とは、平成30年4月1日において現に設置されている施設（設置の工事がされているものを含む。）をいう。

9 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用される。

10 既存施設のうち、既存施設の排出基準に適合しないものは、平成32年3月31日（その前に基準適合改修が完了した場合はその日）まで、排出基準を適用しない。

11 項番号1；ボイラ改正政令により、令和4年10月1日から伝熱面積10m<sup>2</sup>に係る要件が削除される。

#### 語注

1 小型石炭混焼ボイラとは、バーナーの燃焼能力が10万 L/h未満のものをいう。

2 一次精錬の用に供する施設とは、施行令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち硫化鉱の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精錬の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。

3 二次精錬の用に供する施設とは、施行令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。

### 表13 要排出抑制施設

項	水銀排出施設の種類	規 模 (以上)	排出基準
1	製銑の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む）	-	-
2	製鋼の用に供する電気炉	-	-

注1 要排出抑制施設の設置者は、単独で又は共同して、自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果を記録・保存し、その他必要な措置を講じるとともに、措置の実施状況及び評価を公表する。

表14 指定物質排出施設と抑制基準

項	指定物質排出施設の種類	規 模 (以上)	区 分	抑制基準		備 考
				既設	新設	
ベンゼン	1 ベンゼン（濃度が体積比60%以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設	送風機の送風能力 1,000m <sup>3</sup> /h	Q≥3 3>Q≥1	100 200	50 100	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのものに限る。
	2 コークス炉	原料処理能力 20t/日		100	100	①装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに適用。 ②既設は特殊構造炉適用除外あり。
	3 ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）		Q≥1	200	100	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するものに限る。
	4 ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）			100	50	フレアスタッフで処理するものを除く。
	5 ベンゼンの貯蔵タンク	容量 既設 1,000kL 新設 500kL		1,500	600	①浮屋根式のものを除く。 ②基準はベンゼン注入時の排出ガスに対して適用。
	6 ベンゼンを原料として使用する反応施設（密閉式のものを除く。）	ベンゼン処理能力 1t/h	Q≥3 3>Q≥1	100 200	50 100	フレアスタッフで処理するものを除く。
トリクロロエチレン等	7 トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設	送風機の送風能力 1,000m <sup>3</sup> /h		500	300	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのものに限る。
	8 トリクロロエチレン等の混合施設（密閉式のものを除く。）	混合槽の容量 5kL		500	300	溶媒としてトリクロロエチレンを使用するものに限る。
	9 トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く。）			300	150	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するものに限る。
	10 トリクロロエチレン等による洗浄施設（次項に掲げるものを除く。）	空気に接する面の面積 3m <sup>2</sup>		500	300	
	11 テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機（密閉式のものを除く。）	処理能力 30kg/回		500	300	

注1 Qは排出ガス量。単位は千m<sup>3</sup>N/h

2 抑制基準の単位はmg/m<sup>3</sup>N

3 既設とは、平成9年4月1日において現に施設が設置（設置の工事がされているものを含む。）されているものをいう。

表15 ばい煙関係特定施設（条例）と規制基準

項	施設名	規 模 (以上～未満) (1つ満たせば該 当)	大 防 法	規 制 基 準		
				S0x	ばいじん 施設の種類	有害物質 (mg/Nm <sup>3</sup> )
1	水性ガス又は油ガス発生用ガス発生炉及び加熱炉	原料処理能力 10t～20t/ 日	有  有  有  有  有  有  無  無  無  無  無  無  無  無  無	表 5 に 従 う	ガス発生炉	0.60
2	金属精製又は鋳造用溶解炉 (こしき炉を除く。)	火格子面積 0.5～1m <sup>2</sup>			加熱炉	0.20
3	金属鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品熱処理用加熱炉	羽口面断面積 0.25～0.5 m <sup>2</sup>				0.40
4	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品製造用加熱炉	ハーナー燃焼能力 30～50 L/h				0.20
5	石油精製用流動接触分解装置のうち触媒再生塔	炭素燃焼能力 100～ 200kg/h				0.60
6	窯業製品製造用焼成炉及び溶融炉	火格子面積 0.5～1m <sup>2</sup> ハーナー燃焼能力 30～50 L/h			石灰焼成炉 (土中釜)	0.80
7	無機化学工業品又は食料品製造用反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉				石灰焼成炉 (その他)	0.60
8	乾燥炉				溶融炉 (るっぽ炉)	0.50
9	鉱酸製造用吸収施設				その他	0.40
10	石油精製若しくは加工又は石油化学製品製造用硫酸洗浄施設及び廃ガス廃棄施設					0.40
11	金属精錬又は加工用電解施設、電気めっき施設及び酸洗浄施設				骨材乾燥炉	0.80
12	機械製造又は加工用電気めっき施設及び酸洗浄施設				その他	0.40
13	有機薬品製造用精製施設及び加工施設					
14	無機薬品製造用精製施設及び加工施設					
15	たんぱく質の加水分解による食料品又は医薬品製造用分解施設					
16	化学繊維又はビスコース製品製造用紡糸施設					
17	合成樹脂製造若しくは加工又は天然樹脂加工用の反応施設、熱処理施設及び乾燥施設					
アンモニア 160 ふつ素・ふつ素化合物 2.5 シアノ・シアノ化合物 5.0 一酸化炭素 250 ホルムアルデヒド 13 硫化水素 30 塩化水素 80 二酸化窒素 100 二酸化硫黄 140 塩素 30 二硫化炭素 670 フェノール 125 硫酸(三酸化硫黄を含む。) 10 黄磷 1.0 鉛・鉛化合物 1.5 アセトアルデヒド 390						

注1 1～8項の施設は、昭和45年4月1日以降に設置された施設（同日前に設置の工事に着手されたものを除く。）に限るものとする。

表16 粉じん関係特定施設（条例）と規制基準

項	施設名	規模（～未満）	大防法	構造使用管理基準
1	合成染料（中間物を含む。）、有機顔料その他の有機薬品製造用粉碎施設		無	1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置 2 フード及び集じん機の設置 3 散水設備 4 防じんカバー 5 1～4と同等以上の効果を有する措置
2	無機塗料、無機顔料その他の無機薬品製造用粉碎施設		無	
3	食料品、飼料若しくは肥料の製造又は加工用原料粉碎施設及びふるい分施設		無	
4	セメント製造又は加工用粉碎施設	原動機定格出力 75kW	有	
	セメント加工施設のうち、セメントサイロ、セメントホッパー、バッチャープラント、砂利選別施設及び自動包装施設		無	
	セメント加工施設のうち、ふるい分施設	原動機定格出力 15kW	有	
5	窯業製品（セメント製品を除く。）若しくは土石製品製造又は加工用粉碎施設	原動機定格出力 75kW	有	
	窯業製品（セメント製品を除く。）若しくは土石製品製造又は加工用ふるい分施設	原動機定格出力 15kW	有	
	窯業製品（セメント製品を除く。）若しくは土石製品製造又は加工用自動包装施設		無	
6	石綿の切断又は成型加工用施設		有	
	合成樹脂の切断又は成型加工用施設		無	
7	粉炭、石炭又はコークスのたい積場	面積（鉱物に限る。 コークスを含む。） 1,000m <sup>2</sup>	有	
	粉炭製造施設		無	

表17 環境基準

(人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準)

物 質	環 境 上 の 条 件	適 用 区 域
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること。	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域以外の区域
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。	

pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラム

TEQ: ダイオキシン類の毒性を最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ジオキシンの毒性に換算した値。

表18 届出一覧・届出書提出先等

法令名	届出種類	届出書提出先
大気汚染防止法	ばい煙発生施設に係る届出 一般粉じん発生施設に係る届出 特定粉じん発生施設に係る届出 水銀排出施設に係る届出 揮発性有機化合物排出施設に係る届出	広島市内：広島市 呉市内：呉市 竹原市内：竹原市 三原市内：三原市 尾道市内：尾道市 福山市内：福山市 府中市内：府中市 三次市内：三次市 庄原市内：庄原市 大竹市内：大竹市 東広島市内：東広島市 廿日市市内：廿日市市 安芸高田市内：安芸高田市 江田島市内：江田島市 安芸太田町内：安芸太田町 北広島町内：北広島町 大崎上島町内：大崎上島町 世羅町内：世羅町 神石高原町内：神石高原町 その他の地域：管轄の県厚生環境事務所（支所）
広島県生活環境の保全等に関する条例	ばい煙関係特定施設に係る届出 粉じん関係特定施設に係る届出	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者等の選任、解任及び死亡届 (大気関係)	
大気汚染防止法 広島県生活環境の保全等に関する条例	事故の状況の通報	
ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設に係る届出	
大気汚染防止法	解体等工事に係る事前調査結果の報告 特定粉じん排出等作業実施届	広島市内：広島市 呉市内：呉市 福山市内：福山市 三次市内：三次市 庄原市内：庄原市 東広島市内：東広島市 その他の地域：管轄の県厚生環境事務所（支所） なお、解体等工事における事前調査結果の報告は、原則「石綿事前調査結果報告システム」による。 【石綿事前調査結果報告システム】 <a href="https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/">https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/</a>
広島県大気汚染緊急時措置要領	オキシダント等緊急時における排出ガス量等減少計画届	広島市内：県環境保全課 その他の地域：管轄の県厚生環境事務所（支所）

## (届出書提出先・連絡先)

届出書提出先	管轄区域	住 所	電話番号
広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	大竹市, 廿日市市	〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
広島県西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課	安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082-228-2111
広島県西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課	江田島市	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	竹原市	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	三原市, 尾道市, 世羅町	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011
広島県東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課	府中市, 神石高原町	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
広島市 環境保全課	広島市	〒730-8586 広島市中区国泰寺町 1-6-34	082-504-2187
呉市 環境管理課	呉市	〒737-0023 呉市青山町 5-3	0823-25-3551
竹原市 市民課	竹原市	〒725-8666 竹原市中央 5-1-35	0846-22-2279
三原市 生活環境課	三原市	〒723-8601 三原市港町 3-5-1	0848-67-6168
尾道市 環境政策課	尾道市	〒722-8501 尾道市久保 1-15-1	0848-38-9434
福山市 環境保全課	福山市	〒720-8501 福山市東桜町 3-5	084-928-1072
府中市 環境整備課	府中市	〒726-0002 府中市鵜飼町 74-2	0847-43-7237
三次市 環境政策課	三次市	〒728-8501 三次市十日市中 2-8-1	0824-62-6136
庄原市 環境政策課	庄原市	〒727-0003 庄原市是松町 20-25	0824-72-1398
大竹市 環境整備課	大竹市	〒739-0692 大竹市小方 1-11-1	0827-59-2154
東広島市 環境先進都市推進課	東広島市	〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29	082-420-0928
廿日市市 環境政策課	廿日市市	〒738-8501 廿日市市下平良 1-11-1	0829-30-9132
安芸高田市 環境生活課	安芸高田市	〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791	0826-42-1126
江田島市 地域支援課	江田島市	〒737-2297 江田島市大柿町大原 505	0823-43-1637
安芸太田町 住民課	安芸太田町	〒731-3810 山県郡 安芸太田町大字戸河内 784-1	0826-28-2116
北広島町 町民課	北広島町	〒731-1595 山県郡北広島町有田 1234	050-5812-1854
大崎上島町 保健衛生課	大崎上島町	〒725-0401 豊田郡大崎上島町木江 4968	0846-62-0303
世羅町 町民課	世羅町	〒722-1192 世羅郡 世羅町大字西上原 123-1	0847-22-4513
神石高原町 環境衛生課	神石高原町	〒720-1522 神石郡神石高原町小畠 2025	0847-89-3336

※ 本概要は『ecoひろしま』(広島県環境情報サイト)に掲載しています。